

都道府県・ 政令指定都市名	18 福岡市
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局男女共同参画部
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡市男女共同参画推進協議会
設 置 年 月 日・根 拠	昭和55年3月15日 根拠: 福岡市男女共同参画推進協議会設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	福岡市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成16年10月1日
構 成 員	16 人 (女性 9 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	福岡市男女共同参画基本計画(第3次)		
改定・見直しの予定時期	平成33年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡市男女共同参画を推進する条例
	公 布 日	平成16年3月29日
	施 行 日	平成16年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成30年6月1日
目 標 値	平成 32 年度まで	40 %	平成 年度まで			
根 拠	福岡市男女共同参画基本計画(第3次)					
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・法令および条例に基づき設置している審議会等(行政委員会を除く)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(73)	うち女性委員を含む審議会等数(73)		
			延総委員等数(1,611)	延女性委員等数(559)	女性比率(34.7)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(77)	うち女性委員を含む審議会等数(77)		
			延総委員等数(1,711)	延女性委員等数(571)	女性比率(33.4)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(20)	うち女性委員を含む審議会等数(20)		
			延総委員等数(836)	延女性委員等数(254)	女性比率(30.4)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(6)	うち女性委員を含む審議会等数(5)		
			延総委員等数(102)	延女性委員等数(18)	女性比率(17.6)	
目標値以外の目標設定	女性委員のいない審議会等の解消					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	286 人	(平成 30 年 3 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	2	
		そ の 他				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		2:平成30年5月1日	3:その他:							
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳								
				部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
				(人) (C)	うち女性数 (D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性 比率
本庁	計	470	51	10.9	125	6	4.8			345	45	13.0
	うち一般行政職	396	46	11.6	105	4	3.8			291	42	14.4
支庁・地方事務所等	計	243	47	19.3	45	10	22.2			198	37	18.7
	うち一般行政職	175	29	16.6	30	5	16.7			145	24	16.6
全体	計	713	98	13.7	170	16	9.4	0	0	543	82	15.1
	うち一般行政職	571	75	13.1	135	9	6.7	0	0	436	66	15.1
再掲	警察関係	0	0		0	0				0	0	
	教育委員会	41	5	12.2	8	1	12.5			33	4	12.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		2:平成30年5月1日			3:その他:		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計				1,073	206	19.2
	うち一般行政職				885	188	21.2
支庁・地方事務所等	計				841	242	28.8
	うち一般行政職				592	195	32.9
全体	計	0	0		1914	448	23.4
	うち一般行政職	0	0		1477	383	25.9
再掲	警察関係				0	0	
	教育委員会				105	32	30.5

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	75	12	16.0				124	30	24.2
	うち一般行政職	50	10	20.0				87	22	25.3
支庁・地方事務所等	計	16	3	18.8				37	18	48.6
	うち一般行政職	14	2	14.3				27	13	48.1
全体	計	91	15	16.5	0	0		161	48	29.8
	うち一般行政職	64	12	18.8	0	0		114	35	30.7
再掲	警察関係									
	教育委員会	5	1	20.0				7	3	42.9

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級											
係長級	○					○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験				
昇格試験				

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	296	118	39.9
うち上級	143	56	39.2
うち一般行政職	239	106	44.4
うち上級	111	46	41.4
うち警察関係	0	0	
うち上級	0	0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	福岡市男女共同参画推進センター		愛称・通称	アマカス
設置年月日	昭和63年11月2日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 815-0083 住所: 福岡市南区高宮3丁目3-1 電話番号: 092-526-3755 FAX番号: 092-526-3766 ホームページ: http://amikas.city.fukuoka.lg.jp			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 市民局男女共同参画部事業推進課) 指定管理者(名称:) その他()			
職員数	常勤 8 人、	非常勤 11 人	予算額	平成30年度 171,329 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項: 「アマカスタイムズ」の発行) ○ 2. 講座(主な事項: 男女の自立や男女共同参画を促進するための講座等、女性のチャレンジ支援のための講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項: 総合相談、DV相談、男性相談、法律相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 人材・グループ情報の提供、インターネットによる情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: アミカスネット、市民グループ活動報告会等) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 企業向け講演会、市民グループ活動事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: アミカス日本語クラス) ○ 9. 調査研究(主な事項: 男女共同参画Yearbook Fukuoka2018-2019) ○ 10. その他(主な事項: 地域における講座・講演会支援事業)			
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの:○			

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得		○	○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目		○	
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目		○	○
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)		○	○
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入		○	○
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○	○
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬	その他			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	2
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1,2を除く)	
	12	その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	ふくおか女性活躍NEXT企業認定(1, 2, 4, 6, 7, 9, 10, 12)、「い〜な」ふくおか子ども週間賛同企業・団体登録(7, 8, 12)、ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業(7, 8, 9, 10, 12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	福岡市女性活躍推進会議
2	現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17	住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	男女共同参画社会に関する意識調査・女性労働実態調査
問17-1	公表周期	1.定期 2.不定期	1	定期的場合	5年
	公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)			

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・女性の視点を活かした防災事業	「女性の支援を活かした防災ミニブック」の配布。		通年
・男女共同参画地域づくり事業	福岡市男女共同参画週間を活用し、地域が主体的に行う男女共同参画推進活動を支援する。		通年
・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」推進事業	企業における女性活躍への取組(女性管理職比率や平均残業時間、女性登用に関する目標など)の「見える化」を推進する。		通年
・「アミカスタイムズ」の発行	男女共同参画に関する広報・啓発のための広報誌		年3回
2. 表彰			
3. 講座			
・男女共同参画地域づくり事業(地域女性活躍チャレンジ塾)	地域の諸団体で活動する女性のリーダーを育成する講座	30人	年3回
・男女の自立や男女共同参画を促進するための講座	男女共同参画基礎講座等	のべ約2,500人	通年
・女性のチャレンジ支援のための講座	女性の起業支援セミナー等	のべ約3,500人	通年
・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援セミナーの開催及び個別訪問によるワークショップの実施	・市内中小企業向けに、計画策定を支援するセミナーを開催。・希望する企業を個別訪問し、ワークショップを実施し計画策定を支援する。	・20名程度・10社程度	・年1回・1社につき3回程度
・女性の視点を活かした防災事業	「女性の視点を活かした防災ミニブック」を活用したワークショップや出前講座		通年
・男女共同参画地域づくり事業(男女協サミット)	地域における男女共同参画の推進に向けた講演会	300人	年1回
4. 相談事業			
・総合相談	家庭や職場、地域での問題、配偶者等からの暴力などの相談		通年
・DV相談	配偶者等からの暴力についての相談		通年
・男性相談	男性が抱えるさまざまな悩みについての相談		通年
・法律相談	夫婦や親子間、相続、金銭、不動産などについての相談		通年
5. 情報収集・提供			
・インターネットによる情報提供	施設内容、事業概要、講座等の案内・募集、事業報告、アンケート集計、女性関連情報		随時
・人材情報提供	人材情報提供		随時更新
6. 苦情処理			
・苦情処理	男女共同参画の推進に関する苦情の処理		申出時
7. 交流促進			
・市民グループ活動支援事業報告会	参加市民グループによる活動報告や情報交換及び交流	50人	3月
・アミカスネット	市民グループ間のネットワークづくり及び情報交換等	17団体	通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・企業向け講演会	企業に対する意識啓発講座	300人	9月
・市民グループ活動支援事業	イベント部門		4~3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・アミカス日本語クラス	市内に住む外国人の支援及び交流		通年
10. 調査研究			
・男女共同参画Yearbook Fukuoka2018-2019	地域における男女共同参画に関するプログラム集の作成		隔年
・男女共同参画社会に関する市民意識調査	福岡市における男女共同参画の現状について把握する	4,500サンプル	6月
11. その他			
・中学生のためのキャリアデザイン啓発事業	市内の中学校に outgoing、性別にとらわれない将来のキャリア形成について考えるセミナーを実施。	20校	通年
・地域における講座・講演会支援事業	地域が行う講座・講演会を支援		通年
・女性の創業チャレンジ支援	起業を目指す女性向けセミナー、交流会の実施によるネットワークづくり		通年
・男女平等教育副読本の作成	小中学生向け副読本の作成、配付		年1回発行

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	福岡市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	1		
その他	0		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	福岡市議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出)第2条 議員は、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 (平成30年6月1日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	67	8	11.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	66	8	12.1	
	2 民生委員推薦会	14	8	57.1	
	3 国民健康保険運営協議会	20	6	30.0	
	4 地方社会福祉審議会	35	11	31.4	保健福祉審議会
×	5 土地利用審査会				
×	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関				
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
	9 地方港湾審議会	32	2	6.3	博多港
	10 土地区画整理審議会	10	1	10.0	香椎駅周辺
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	338	120	35.5	
	14 精神医療審査会	22	7	31.8	
	15 市町村国民保護協議会	52	3	5.8	休止中
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	福岡市立病院機構
	17 感染症診査協議会	20	7	35.0	
	18 市町村都市計画審議会	27	8	29.6	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	89	38	42.7	障がい者介護給付費等
	21 児童福祉審議会	36	13	36.1	こども・子育て審議会
	22 行政不服審査会	6	3	50.0	
	23 福岡市小児慢性特定疾病審査会	6	2	33.3	
	24 福岡市障がい者等地域生活支援協議会	21	9	42.9	
	25 福岡市総合交通戦略協議会	22	1	4.5	
	26				
	27				
	合 計	836	254	30.4	
	女性委員0の審議会数	0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	32	6	18.8	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	46	3	6.5	
6	固定資産評価審査委員会	12	5	41.7	
	合 計	102	18	17.6	
	女性委員0の委員会数	1			